

9. ご融資金	・ローンカードによるATM・CDでの出金により随時貸付
10. 証書貸付への切替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込金額 教育カードローン貸越元金及び最終利入済日以降の貸越利息 ・ 融資期間 3ヵ月以上10年以内 ・ 返済方法 毎月元金均等・元利均等分割返済（元金返済据置は不可） ※融資金額の50%以内につき6ヶ月のごとの増額（ボーナス）返済併用も可能 ・ 融資利率 切替時の当金庫所定の利率を適用いたします。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0197-23-2498、FAX0197-25-7073）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ ご不明な点については、窓口へお気軽にご相談ください。
※子弟進学時の特例	<p>子弟等が進学（例：高等学校→大学、高等学校→予備校）する際、申込人が引き続き教育カードローンの利用を希望する場合は、保証期間の延長ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資期間 進学先の卒業予定月の末日まで ・ 証書貸付切替期限 進学先の卒業予定月の3ヶ月後の月末まで ・ 必要書類 進学先が確認できる書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）